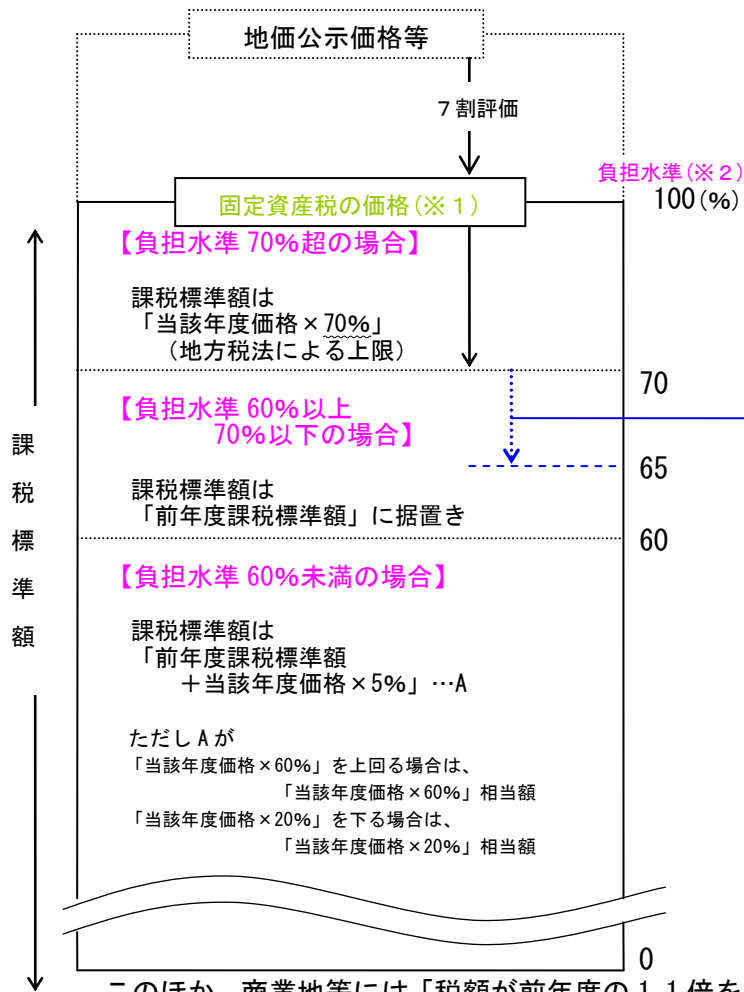


## 商業地等の負担調整措置 及び 商業地等の負担水準引下げ条例減額 (23区内)



### (※1) 固定資産税の価格とは

平成 29 年度の固定資産税の価格は、平成 27 年 1 月 1 日を価格調査基準日とし、この時点の地価公示価格等の 7 割を目途に価格を算出しています

### (※2) 負担水準とは

当該年度価格に対する前年度の課税標準額等の割合。  
地域や土地によってばらつきのある負担水準を均衡化させるため、負担水準が高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準が低い土地はなだらかに税負担を上昇させる「負担調整措置」が行われています。

### 商業地等の負担水準上限引下げ条例減額 (23区のみ)

負担水準が 65%を超える土地について、負担水準 65%の水準まで税額を減額します。

(条例により、23区内においては課税限度額(上限)が「当該年度価格×65%(×税率)」となります。)

この減額が適用されている土地は、課税明細書の摘要欄に「都税条例附則第 15 条の 2 減額」と記載されています。

このほか、商業地等には「税額が前年度の 1.1 倍を超える土地に対する条例減額」及び「小規模非住宅用地の減免」の軽減制度があります。詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。